

第7期横浜市子ども・子育て会議 第7回保育・教育部会
第35期横浜市児童福祉審議会 第6回保育部会

日時：令和7年12月10日（水）18:00～
場所：市役所18階 みなと6・7会議室

議事次第

1 開会

2 議事

報告<公開案件>

【子ども・子育て会議】

- (1) 令和9年4月に向けた受入枠確保に関するアンケートの結果及び受入枠確保が必要な重点地域について

議事<非公開案件>

【子ども・子育て会議】

- (2) 私立幼稚園等預かり保育事業の新規認定について

議事<非公開案件>

【児童福祉審議会】

- (3) 小規模保育事業の法人変更に伴う認可について

3 その他

4 閉会

[配付資料]

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 令和9年4月に向けた受入枠確保に関するアンケートの結果及び受入枠確保が必要な重点地域について

資料4 認可保育所における屋外遊戯場の緩和措置の原則廃止について

資料 1

第7期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第35期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50音順】

<第7期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会>

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	一般社団法人ラシク045	稻田 遼太	臨時委員
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
4	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斎田 裕史	臨時委員
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	
8	横浜市PTA連絡協議会 副会長	高杉 陽子	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 教授	○山瀬 範子	臨時委員

<第35期横浜市児童福祉審議会 保育部会>

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	
2	一般社団法人ラシク045	稻田 遼太	
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
4	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斎田 裕史	
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	臨時委員
8	横浜市PTA連絡協議会 副会長	高杉 陽子	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 教授	山瀬 範子	

◎：部会長 ○：職務代理者

資料 2

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会

事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	保育・教育部長	渡辺 将
	保育対策等担当部長	飯田 学
課長	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育支援課 幼保小連携担当課長	谷口 なおみ
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育対策課長	高林 悠紀
	保育対策課担当課長	須山 次郎
	こども施設整備課長	野澤 裕美
係長	保育・教育支援課 事業調整係長	矢原 亜紀
	保育・教育運営課 幼児教育係長	神田 紗弥加
	保育対策課 担当係長	中尾 充
	保育対策課 担当係長	加藤 翔
	こども施設整備課 担当係長	後藤 崇
	こども施設整備課 整備等担当係長	青木 俊春

令和7年12月10日
子ども・子育て会議説明資料
保育対策課

令和9年4月に向けた受入枠確保に関するアンケートの結果及び 受入枠確保が必要な重点地域について（報告）

1 趣旨

「新たに受入枠確保が必要な重点地域（既存の保育・教育資源活用型）（以下、「重点地域」という。）」を9月に公表し、重点地域に所在する保育・教育施設を対象に「各園がどのくらい受入枠を拡大できるか」を照会するため、「令和9年4月に向けた受入枠確保に関するアンケート（以下、「アンケート」という。）」を18エリア344施設に対して実施しました。

各施設の御理解・御協力により、69園において最大で252人分（0～5歳児の総計）の受入枠拡大が見込める結果となりましたので、その内容について報告します。

また、アンケート結果を踏まえ、既存の保育・教育施設の活用のみで受入枠を確保することが困難な地域については、小規模保育事業の新規整備を行う地域として設定、公表することについて報告します。

2 アンケート概要

- (1) アンケート名：令和9年4月に向けた受入枠確保に関するアンケート
- (2) 実施期間：令和7年9月22日（月）～10月1日（水）
- (3) 対象施設：重点地域に所在する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園
- (4) 対象施設数：344施設（認可保育所：202、認定こども園：13、地域型保育事業：95、幼稚園：34）
- (5) 回答施設数：251施設（認可保育所：140、認定こども園：10、地域型保育事業：73、幼稚園：28）
- (6) 回答率：72.9%
- (7) 依頼方法：電子メール
- (8) 回答方法：横浜市電子申請・届出システム

3 アンケート結果

- (1) 令和9年4月に向けて受入枠拡大が見込める施設数、枠数

69園（実数）、最大252人分の受け入れ枠（0～5歳の総数）

園の実数は、次の①～③の回答をもとに集計していますが、同一園が複数の選択肢に回答している場合があるため、内訳の合計園数とは一致しません。

- ① 「現在の体制が令和9年度まで維持できる場合、受入枠を拡大することができる」

【1歳児または2歳児18園、3～5歳児：10園】

- ② 「現時点では未定だが、受入枠拡大について検討の余地がある」

【1歳児または2歳児24園、3～5歳児28園】

- ③ 「令和9年4月に向けて、横浜市私立幼稚園2歳児受け入れ推進事業の申請を検討している」

【幼稚園8園】※

※ 横浜市私立幼稚園2歳児受け入れ推進事業の応募条件である、満3歳児クラスの保育実施園（実施予定園含む）は17園

【参考】重点地域 18 エリアにおける令和 9 年 4 月 1 日時点で新たに確保できる受入枠

[単位：人]

A:令和9年4月に向けた受入枠確保に関するアンケート						B:保育所等の新規整備 (①+②) ①R8.4開所 ②R9.4開所（幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行、横浜保育室から小規模保育事業への移行・移転のみ）					令和9年4月1日時点で新たに確保できる受入枠（A+B）						
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
3	43	92	38	38	38	4	99	122	55	55	55	7	142	214	93	93	93
0～5歳の総計						0～5歳の総計						0～5歳の総計					
252						390						642					

※ 上記受入枠は、最大で確保できる見込数になります。

(2) 幼稚園及び幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行申請を検討している施設数：6園（移行申請を検討している時期は6園とも「令和9年度以降」）

(3) 保育所等の受入枠拡大における課題

① 「現時点では未定だが、受入枠拡大について検討の余地がある」と回答した施設のうち、受入枠を拡大するための条件として、最も多かったのは「必要保育士数が確保されること」でした。

設問：どの条件が整えば、受入枠を拡大することができますか（複数選択）

回答：必要保育士数が確保されること（約7割）

保育室や屋外遊戯場の必要面積が確保されていること（約4割）

② 「受入枠を拡大することは困難である」と回答した施設のうち、最も多かった理由は「保育室や屋外遊戯場の面積基準上、これ以上の受入枠拡大ができないため」でした。

設問：受入枠を拡大することが困難な理由を教えてください（複数選択）

回答：保育室や屋外遊戯場の面積基準上、これ以上の受入枠拡大ができないため（約7割）

受入枠の拡大により、新たに必要となる保育士を確保することが困難なため（約3割）

現に保育士が不足しており、受入抑制を行っているため（約1割）

制度上、これ以上の受入枠拡大ができないため（例：19人受入枠の小規模保育事業など）（約1割）

(4) 幼稚園等の受入枠拡大における課題

① 申請検討にあたっての課題で最も多かった回答は、「保育士を新たに確保することが困難なため」でした。

設問：申請を検討していない理由を教えてください（複数選択）

回答：保育士資格を有する職員を新たに確保することが困難なため（約8割）

教育利用のニーズが高く、実施するメリットを感じないため（約2割）

- ② 幼稚園及び幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行の申請検討しない理由で
最も多かったのは、「人材確保が困難なため」でした。

設問：移行申請を検討しない理由を教えてください（複数選択）

回答：人材確保が困難なため（約8割）

- 認定こども園化にかかる工事費用（改築・改修・修繕等）が高額なため（約6割）
- 現在勤務している職員からの理解を得られにくいため（約3割）
- 教育利用のニーズが高く、認定こども園に移行するメリットを感じないため（約2割）
- 保護者との直接契約を大切にしているため（約1割）

4 受入枠確保に向けた働きかけや調整

令和9年4月に向けて受入枠の拡大に協力いただける回答のあった保育・教育施設に対し、活用可能な補助事業・支援策と手続きのスケジュールを案内しています。なお、令和9年4月に限らず、令和8年4月に向けた受入枠拡大に御協力いただける保育・教育施設からご相談をいただいた場合には、受入枠確保に向けた個別調整を行っています。

5 令和9年4月に向けた受入枠確保が必要な重点地域について

各施設の御理解・御協力もあり、重点地域として設定している18エリアのうち、14エリアについては、引き続き既存の保育・教育資源を最大限活用し、受入枠の確保を図っていきます。

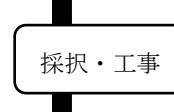
一方、既存の保育・教育資源の活用のみで受入枠を確保することが困難な4エリアについては、既存の保育・教育資源を活用する重点地域に加えて、小規模保育事業の新規整備を行う地域として設定、公表します。

【重点地域のうち小規模保育事業の新規整備を行うエリア（4か所）】

区	対象エリア
神奈川	【羽沢横浜国大駅（駅徒歩10分圏内）】 羽沢町、羽沢南一～四丁目
磯子	【新杉田駅（駅徒歩12分圏内）】 杉田一～五丁目、新杉田町、中原二丁目及び四丁目
緑	【鴨居駅南口（駅徒歩5分圏内）】 鴨居一～四丁目（JR線線路より南側かつ鴨居上飯田線より東側）
泉	【立場・中田駅（駅徒歩10分圏内）】 和泉中央北一～三丁目、和泉中央南一～三丁目、白百合一～三丁目、中田町、中田東一～四丁目、中田西一～四丁目、中田南一～四丁目、中田北一～三丁目

※ 令和8年4月入所の一次利用調整の結果等を踏まえ、「重点地域（新規整備型）」を追加することができます。

【参考】「令和9年4月に向けた受入枠確保」の流れ

	「重点地域（既存の保育・教育資源活用型）」	「重点地域（新規整備型）」
9月22日	「重点地域」決定・公表	
9月22日～ 10月1日	「重点地域」所在の保育・教育施設に対するアンケートの照会、回答	
10月上旬～ 11月末	受入枠確保に向けた働きかけや調整 アンケートへの前向き回答園・施設への働きかけ、調整 (令和8年4月に向けた受入枠拡大含む)	
12月上旬		「重点地域（新規整備型）」決定・公表
12月上旬～ 2月中旬		新規整備重点相談期間
12月下旬～ 1月中旬		「重点地域（新規整備型）」追加・公表
1月中旬～		新規整備の募集
令和8年4月	受入枠確保に向けた働きかけや調整	
令和9年4月	受け入れ	開所

令和9年4月に向けた 新たに受入枠確保が必要な重点地域 (既存の保育・教育資源活用型) 一覧

これまで保育・幼児教育の場の確保のため、保育ニーズが高い地域を「整備が必要な地域」に指定して、保育所等の新規整備を進めてきました。今後さらに、既存の保育・教育資源の活用を進めるため、従来の「整備が必要な地域」ではなく、「新たに受入枠確保が必要な重点地域」を設定して、保育・幼児教育の場の確保を進めます。

「新たに受入枠確保が必要な重点地域（既存の保育・教育資源活用型）」は、保留児童数や申請動向等を踏まえて既存の保育・教育資源を活用した受入枠確保が必要な地域として設定しています。

新たに受入枠確保が必要な重点地域（既存の保育・教育資源活用型）

区	対象エリア	区	対象エリア
神奈川 ・ 港北	【菅田エリア】 菅田町※、小机町	神奈川 ・ 保土ヶ谷	【羽沢エリア】 羽沢南二丁目、羽沢町、上星川一丁目、和田二丁目、常盤台、西谷町、西谷一丁目、西谷三丁目、上菅田町
南 ・ 港南	【上大岡エリア】 上大岡東一～二丁目、最戸一～二丁目、大久保一～二丁目、上大岡西一～三丁目、港南四～五丁目、港南中央通、別所二丁目、大岡三、五丁目 【弘明寺エリア】 中里一、三丁目、中島町四丁目、通町、大岡二丁目、弘明寺町、井土ヶ谷上町、井土ヶ谷中町	港南	【港南台エリア】 港南台二～七丁目、日野南三丁目
旭	【二俣川エリア】 二俣川1～2丁目、中沢一丁目、本村町、さちが丘、万騎が原、中尾一丁目、本宿町 【鶴ヶ峰エリア】 白根一丁目、西川島町、四季美台、鶴ヶ峰一～二丁目、鶴ヶ峰本町二丁目、 【希望ヶ丘エリア】 中希望ヶ丘、東希望ヶ丘	磯子	【新杉田エリア】 中原二丁目、杉田一、四丁目、新杉田町

港北	【新横浜エリア】 新横浜一～三丁目、岸根町、篠原町、大豆戸町（東急東横線線路より西側）	緑 ・ 都筑	【鴨居エリア】 鴨居一、三～四丁目、池辺町
青葉	【青葉台エリア】 青葉台一、二丁目、榎が丘、松風台、桜台、さつきが丘、しらとり台、つつじが丘、藤が丘二丁目、もえぎ野	戸塚	【戸塚エリア】 沢沢一、二、四丁目、戸塚町、上倉田町、矢部町、下倉田町、吉田町 【上矢部エリア】 上矢部町 【東戸塚エリア】 品濃町、前田町、名瀬町
栄	【本郷台エリア】 小菅ヶ谷一～三丁目、桂町、公田町、柏陽、本郷台一丁目	泉	【立場・中田エリア】 和泉中央北二、三丁目、和泉中央南三丁目、中田東一、四丁目、中田西一～三丁目、中田南二～三、五丁目、中田北一、三丁目
瀬谷	【瀬谷エリア】 中央、相沢七丁目、瀬谷一、三～四丁目、橋戸一～二丁目		

※菅田町は0歳児の新たな受入枠の確保が必要です。

【重点相談期間】

令和7年10月3日（金）から11月28日（金）まで

※受入枠の確保に向けて、各重点地域に所在する施設・園からのご相談を随時承ります。

【必要な受入枠数】

1歳児、2歳児各10人程度の新たな受入枠の確保が必要です。

また、一部の重点地域においては、0歳児や3～5歳児の受入枠の確保が必要となる場合があります。

【備考】

重点相談期間内で必要な受入枠数の確保が見込めない場合には、「新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）」に設定し、整備を行う案件を募集することがあります。

【お問合せ先】

<新たに受入枠確保が必要な重点地域に関すること>

担当部署：こども青少年局保育対策課

電話番号：045-671-4469

メールアドレス：kd-hoikutaisaku@city.yokohama.lg.jp

<定員設定に関すること>

担当部署：各区こども家庭支援課

<保育所の認可・確認変更について>

担当部署：こども青少年局こども施設整備課

電話番号：045-671-4146

メールアドレス：kd-koseibi@city.yokohama.lg.jp

令和7年12月10日
児童福祉審議会説明資料
こども施設整備課

認可保育所における屋外遊戯場の緩和措置の原則廃止について

1 保育所整備における現状と課題

本市では、待機児童対策として、国の基準を踏まえながら、都市部での土地確保が難しい状況に対応するため、保育所の屋外遊戯場の設置要件を緩和し、鉄道駅周辺など利便性の高い場所での新規整備を進めてきました。

しかし近年、就学前児童の数が減少し、保育ニーズの伸びは鈍化しています。今後は利用児童数がさらに減っていくことが予想されます。

こうした中、国は従来の「保育の量の拡大」から「質の高い保育の確保・充実」へと政策を転換する方針を示しており、本市としても時代の変化に応じた対応が求められています。

2 今後の方向性

新たな受入枠確保に向けては、新規整備中心の方針から、既存資源を最大限活用する方針へと移行することや、量から質への転換が求められている状況を踏まえ、令和9年4月1日以降に開所する園の屋外遊戯場緩和措置を原則廃止します。

3 緩和措置を廃止した後の扱い

- (1) プール遊び場緩和：廃止
- (2) 1／2 緩和 : 原則廃止とし、一部例外規定を設ける（※）

	通常の新規整備	法人理由による 移転・整備	本市の政策判断等 による移転・整備
1/2 緩和	原則廃止		例外規定（※）
プール遊び場 緩和		廃止	

※例外規定 <想定される事例>

- ・10年限定園の移転
- ・横浜保育室の認可移行に伴う移転・整備
- ・大規模マンション開発に伴う要請案件
- ・新たに受入枠確保が必要な重点地域に認可保育所が必要になった場合

【参考】屋外遊戯場と緩和の基準について

屋外遊戯場基準	<u>【満2歳以上】3.3 m²/人</u>
1/2 緩和 (平成15年度から)	・近隣（児童の歩行速度で概ね5分程度）に公園等がある場合 <u>【満2歳以上】1.65 m²/人</u>
プール遊び場緩和 (平成19年度から)	・近隣（児童の歩行速度で概ね5分程度）に公園等があり、かつ、駅から概ね300m以内である場合 <u>概ね30 m²</u>